

## 令和3年色麻町議会定例会3月会議会議録（第6号）

令和3年3月12日（金曜日）午前10時00分開議

出席議員 13名

1番	大内	直子	君	2番	佐藤	忍	君
3番	相原	和洋	君	4番	白井	幸吉	君
5番	河野	諭	君	6番	小川	一男	君
7番	佐藤	貞善	君	8番	工藤	昭憲	君
9番	今野	公勇	君	10番	天野	秀実	君
11番	山田	康雄	君	12番	福田	弘	君
13番	中山	哲	君				

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

7番 佐藤 貞善 君 8番 工藤 昭憲 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂	利悦	君
副町長	山吹	昭典	君
総務課長	鶴谷	康	君
企画情報課長	菅原	伸一郎	君
町民生活課長	井上	勝美	君
税務課長兼総合徵収対策室長	遠藤	洋	君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野	裕	君
子育て支援室長	早坂	恵子	君
会計管理者兼会計課長	岩崎	寿裕	君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浦山	真治	君
建設水道課長	渡邊	勝男	君
色麻保育所長	花谷	千佳子	君

清水保育所長 千葉 浩君  
教育長 半田 宏史君  
教育総務課長兼学校給食  
センター所長 今野 和則君  
  
社会教育課長兼公民館長 山崎 長寿君  
兼農村環境改善センター  
所長  
  
農業委員会事務局長 山田 栄男君  
代表監査委員 早坂 仁一君

---

#### 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 正彦君  
書記 小松 英明君

---

#### 議事日程 第6号

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第22号 町の境界変更について  
日程第3 議案第23号 境界変更に伴う財産処分の協議について  
日程第4 議案第24号 色麻町道路線の変更について  
日程第5 議案第25号 色麻町道路線の認定について  
日程第6 議案第2号 色麻町議会政務活動費の交付に関する条例の制定につ  
いて  
日程第7 議案第26号 令和3年度色麻町一般会計予算  
日程第8 議案第27号 令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算  
日程第9 議案第28号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算  
日程第10 議案第29号 令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第11 議案第30号 令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第12 議案第31号 令和3年度色麻町介護保険特別会計予算  
日程第13 議案第32号 令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計予算  
日程第14 議案第33号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計予算  
日程第15 議案第34号 令和3年度色麻町水道事業会計予算

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第22号 町の境界変更について  
日程第3 議案第23号 境界変更に伴う財産処分の協議について  
日程第4 議案第24号 色麻町道路線の変更について

日程第 5	議案第25号	色麻町道路線の認定について
日程第 6	議案第 2 号	色麻町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
日程第 7	議案第26号	令和 3 年度色麻町一般会計予算
日程第 8	議案第27号	令和 3 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第 9	議案第28号	令和 3 年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第10	議案第29号	令和 3 年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第11	議案第30号	令和 3 年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第12	議案第31号	令和 3 年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第13	議案第32号	令和 3 年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第14	議案第33号	令和 3 年度色麻町下水道事業特別会計予算
日程第15	議案第34号	令和 3 年度色麻町水道事業会計予算

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番佐藤貞善議員、8番工藤昭憲議員の両議員を指名いたします。

#### 日程第 2 議案第 22 号 町の境界変更について

#### 日程第 3 議案第 23 号 境界変更に伴う財産処分の協議について

○議長（中山 哲君） 日程第 2 、議案第22号町の境界変更について、日程第 3 、議案第23号境界変更に伴う財産処分の協議について、以上の 2 か件はいずれも関連があります

ので一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第22号、日程第3、議案第23号については一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行うことになりました。

日程第2、議案第22号町の境界変更について、日程第3、議案第23号境界変更に伴う財産処分の協議について、以上2か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第22号及び議案第23号一括で御審議を賜ります。よろしくお願いします。

まず、議案第22号町の境界変更についてから御説明を申し上げます。

本案件は、高城地区の農地整備事業が施工されたことに伴い、県営高城地区土地改良事業区域内において、色麻町と加美町の境界を変更するものでございます。

議案書129ページ、130ページと併せまして、審議資料85ページのほうを御覧いただきたいと思います。

高城地区は平成22年11月に事業面積82.3ヘクタールで農地整備事業の採択を受け、全体事業費10億5,800万円で、令和4年度事業完了に向けて整備が進められております。今回の提案は、圃場整備事業が施工され、未整備の区画から大区画の農地に整備されることにより、合理的な換地処分を実施するため、色麻町及び加美町の境界を整備後の区画に合わせて変更するものでございます。

それぞれの町から移動する区域につきましては、議案書130ページにあります別紙境界変更調書に記載のとおりでございますが、境界変更による色麻町と加美町それぞれの移動面積は、1万8,593.32平方メートルと同じ面積ということになります。

それぞれの位置関係でございますが、審議資料86ページにありますように、黄色で囲まれた部分が高城地区の82.3ヘクタールの事業区域でございます。青い線が従来の境界で、今回赤い線のように変更ということになります。

市町村の境界変更については、地方自治法第7条第1項の規定により、宮城県知事に申請することになりますが、その申請には同条第6項の規定により議会の議決を経なければならないことから、今回提案をいたすものでございます。

次に、議案第23号境界変更に伴う財産処分の協議について御説明を申し上げます。

こちらは、前の議案22号の町の境界変更に伴い財産処分の協議ということになります。今回処分する本町所有の財産は、議案書132ページ、別紙町境変更に伴う財産処分の協議書の1に記載しております色麻町が所有する財産を加美町の所有とするという部分でございまして、公衆用道路が901.48平方メートル、用悪水路が7筆、合計で1,213.84平方メートルの合わせて2,115.32平方メートルとなります。町の境界変更に当たり財産処分が必要となる場合は、地方自治法第7条第5項の規定により、関係市町村間の協議が

必要となりますのが、その協議に当たっては同条第6項の規定により、議会の議決を経なければならぬことから、今回提案をいたすものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより議案第22号町の境界変更について質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 続いて、議案第23号境界変更に伴う財産処分の協議について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 審議資料でただいま課長から説明があったんですが、面積が1万8,593.32、たまたま同じ数字が出たんですが、これは偶然の一致なのか、その辺この面積でこのくらいどんぴしゃり面積が合うのも、まあ結果的にやったって言えばそうなんですが、その辺について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 官地と民地もございまして、これはプラスマイゼロになるよう事業者の県のほうで合わせているということになります。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） それでは、最初から今回はこの数字になったんですが、2町で同面積で対応するという事前の説明、打合せがあったということでおろしいんですか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） そのように、両町の管財担当と土地改良区さんと県が入りまして、そのような協議を平成22年度くらいからずっとそういう協議をしてきておりまして、最終的な面積が1万8,000幾らになったということで確定したものでございます。

(「了解」の声あり)

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） この23号関係、23号ですよね。昨日ちょっと間違いましたので、確認をしながらと思います。

この中でこっちの議案書のほうもそうですし、こっちの審議資料もそうなんですかけれども、主に用悪水路ということで結構載っていますけれども、これは結局農業用水路関係なんだろうなというふうに思っていますけれども、これは当然これも固定資産の評価の対象になると思うんですけども、まずその辺の確認を一つしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徵収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

今の御質問ですと、公衆用道路、用悪水路の固定資産ということでしょうか。これであれば町有地になりますので、町有財産ということになりますので、非課税扱いとなります。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 非課税扱いだということありますけれども、結局この公衆用道路というのは、土地改良区の所有になるという理解でよろしいわけですね。当然ね。公衆用道路というのは。個人の道路なんですか。私道なんですか。私道であれば課税の対象になるというふうに理解するんですけども、用悪水路でも主たる接続地の30%は課税なるというふうに定まっているようにも記憶しているんですけども、私の記憶違いであれば謝るしかないのですが、もう一度詳しく説明お願いします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

この高城地区の圃場整備に入る際に、ここで公衆用道路、用悪水路という表現がされてございますが、これはもともとは国有財産、いわゆる青線、赤線というものを町のほうが譲与を受けた財産というところで、今は町の財産になっているということでございます。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第24号 色麻町道路線の変更について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第24号色麻町道路線の変更についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第24号色麻町道路線の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

加茂堂線改良舗装工事の完了に伴い、加茂堂橋の下流にございます下加茂堂橋を撤去し、本郷四号線が分断されましたので、同路線の終点の変更及び加茂堂線に接続いたします寺二号線の起点の変更でございます。

審議資料91ページを併せて御覧ください。

赤色の路線になりますけれども、本郷四号線でございますが、起点でございますが、四竈字新本郷56から、終点、四竈字新寺112までの総延長574メーターの区間を新起点を変えず、新終点を四竈字新本郷40-1とし、総延長を459.7メーターとするものでございます。

次に、緑色の路線でございますが、寺二号線につきましては、起点、四竈字新寺145から、終点、四竈字新寺131までの総延長474.8メーターの区間を、新起点を新寺110とし、終点は変えず、総延長を592.5メーターとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

#### 日程第5 議案第25号 色麻町道路線の認定について

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第25号色麻町道路線の認定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第25号色麻町道路線の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

加茂堂線改良舗装工事の完了に伴い、加茂堂線下流にあります下加茂堂橋の撤去に伴います道路線の認定でございます。

新規路線追加資料を併せて御覧ください。

加茂堂線改良舗装工事に伴い、加茂堂橋下流にございます下加茂堂橋の撤去をいたしました。その結果、新本郷線が分断されましたので、黒沢地区側にございます路線につきまして、起点を黒沢字新寺113、終点を同じく黒沢字新寺113、総延長70.8メーターといたしまして、路線番号を3421、路線名を新寺線とするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議発第2号 色麻町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

○議長（中山 哲君）　日程第6、議発第2号色麻町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から趣旨説明を求めます。8番工藤昭憲議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔8番 工藤昭憲君 登壇〕

○8番（工藤昭憲君）　議発第2号色麻町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。

色麻町議会政務活動費の交付に関する条例を、次のとおり制定するものとする。

令和3年3月5日提出。

提出者色麻町議會議員工藤昭憲。賛成者議員色麻町議會議員相原和洋。賛成者議員色麻町議會議員白井幸吉。賛成者議員色麻町議會議員佐藤 忍。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

提案理由、色麻町議会政務活動費の交付に関する条例は、地方自治法第100条第14項から第16項の規定に基づき、色麻町議會議員の調査研究、政策立案、その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるため、色麻町議会政務活動費の交付に関する条例を制定するものであります。

以上、終わります。

○議長（中山 哲君）　以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君）　お諮りいたします。

日程第7、議案第26号令和3年度色麻町一般会計予算、日程第8、議案第27号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算、日程第9、議案第28号令和3年度色麻町工

業団地整備事業特別会計予算、日程第10、議案第29号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算、日程第11、議案第30号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12、議案第31号令和3年度色麻町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第32号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計予算、日程第14、議案第33号令和3年度色麻町下水道事業特別会計予算、日程第15、議案第34号令和3年度色麻町水道事業会計予算、以上の9か件は令和3年度一般会計をはじめとする各種会計の当初予算であり、関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第26号から日程第15、議案第34号までの9か件を一括議題とすることに決しました。

日程第 7	議案第 26 号	令和 3 年度色麻町一般会計予算
日程第 8	議案第 27 号	令和 3 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第 9	議案第 28 号	令和 3 年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第 10	議案第 29 号	令和 3 年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 11	議案第 30 号	令和 3 年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 12	議案第 31 号	令和 3 年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第 13	議案第 32 号	令和 3 年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第 14	議案第 33 号	令和 3 年度色麻町下水道事業特別会計予算
日程第 15	議案第 34 号	令和 3 年度色麻町水道事業会計予算

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第26号令和3年度色麻町一般会計予算、日程第8、議案第27号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算、日程第9、議案第28号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算、日程第10、議案第29号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算、日程第11、議案第30号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12、議案第31号令和3年度色麻町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第32号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計予算、日程第14、議案第33号令和3年度色麻町下水道事業特別会計予算、日程第15、議案第34号令和3年度色麻町水道事業会計予算、以上の9か件を一括議題とし、議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第26号令和3年度色麻町一般会計予算について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第26号令和3年度色麻町一般会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度一般会計の予算総額は、41億6,977万9,000円と定めました。前年度と比べますと1億9,266万1,000円、4.8%の増となっております。

前年度予算との比較で金額の増減の大きい主な科目について申し上げます。

まず、歳入で増額となったものは地方特例交付金が1,050万円、700%の増、地方交付税が7,299万2,000円、3.9%の増、国庫支出金が1,267万2,000円、5.4%の増、財産収入が2,089万3,000円、84.9%の増、町債が1億5,260万円、147%の増。

減額となったものは、町税が2,833万3,000円、4.3%の減、県支出金が1,377万3,000円、5.7%の減、繰入金が3,647万7,000円、10.6%の減となりました。

次に、歳出で増額となったものは、総務費が9,756万5,000円、18.1%の増、農林水産業費が4,223万4,000円、10.7%の増、土木費が2,005万3,000円、5.6%の増、消防費が3,495万7,000円、26.7%の増、教育費が2,043万5,000円、4.1%の増。

減額となったものは、民生費が1,929万円、1.7%の減、衛生費が1,906万円、5.4%の減となりました。

次に、普通建設事業費の総額は2億7,809万7,000円で、その主なものは、大原二号線舗装補修事業4,273万8,000円、南大集会所整備事業5,542万1,000円、防災行政無線デジタル化改修工事3,900万円、町民体育館屋根塗装工事1,398万1,000円などとなっております。

令和3年度においても、引き続き厳しい財政状況にある中、重点事業として投下しなければならない経費や、投資的事業などを実施することなどから、不足する財源につきましては、財政調整基金からの繰入金2億8,400万円などを充当して補っております。

次に、議案書142ページを御覧ください。議案書142ページでございます。

第2表債務負担行為でございますが、議会中継システム機器等の借り上げ、議会中継録画配信編集管理業務及び機器保守管理業務の委託を令和3年度から令和8年度の期間限度額4,770万円で設定することについて、宮城県信用保証協会が令和3年度において色麻町中小企業小規模企業振興資金として2億円を超えない範囲で町内中小企業、小規模企業者に対する債務保証を行った場合、令和3年度から令和16年度の期間、これによって生じた損失について、当該協会に対してその損失額の9割を限度としてその損失を補填できるものとすることについての2件でございます。

次に、議案書143ページを御覧いただきたいと思います。

第3表地方債でございますが、臨時財政対策債1億7,000万円、緊急しゅんせつ推進事業債1,080万円、嶽山一号線整備事業債410万円、青野岳山線改良事業債1,440万円、防災行政無線整備事業債4,240万円、町民体育館屋根塗装事業債1,250万円、保健福祉センター屋根改修事業債200万円、以上7件であります。

議案書136ページにお戻りいただきたいと思います。

第4条では、一時借入金の最高額を2億円に、第5条では歳出予算の各款項での間での流用可能な経費といたしまして、給料、職員手当及び共済費に係る経費を設定をさせていただきました。

以上、令和3年度色麻町一般会計予算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、款項を追っての御質疑の際にお答え申し上げたいと思います。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第27号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） 議案第27号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度の歳入歳出予算の総額は、1,407万9,000円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について御説明を申し上げます。歳出から申し上げます。

予算書の149ページをお開きください。

奨学資金貸与事業につきましては、継続15人、新規10人、合計25人に対して貸付けを見込み、貸与事業費を1,392万円と定めました。そのほかに、基金への積立金5万4,000円、予備費10万5,000円といたしました。

その充当財源といたします歳入について申し上げます。147ページに戻ります。

返還金902万3,000円、基金繰入金500万円、財産収入として基金利子5万3,000円、寄附金、預金利子、繰越金についてはそれぞれ1,000円と定めたところであります。

以上、簡単ではありますが、令和3年度奨学資金貸付基金特別会計予算の提案理由の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第28号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第28号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度の工業団地整備事業特別会計予算につきましては、予算の総額を730万円といたしたところでございます。

令和3年度の当初予算では、工業団地整備事業費の計上がございませんので、予算総額で対前年度1億3,628万3,000円の減となってございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、歳入から御説明を申し上げます。

予算説明書は152ページを御覧ください。

第1款繰入金第1項他会計繰入金が729万8,000円。

第2款繰越金第1項繰越金が前年度繰越金の科目設定のため1,000円。

第3款諸収入第1項預金利子が歳計現金預金利子の科目設定で1,000円。

町債につきましては、当初予算での計上はございませんので、廃款廃項廃目の整理をいたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

予算説明書153ページを御覧ください。

第1款公債費第1項公債費では、平成29年度及び平成30年度の工業団地整備事業債の償還元金611万4,000円、また、平成29年度から令和2年度までの工業団地整備事業債の

償還利子118万4,000円でございます。

第2款諸支出金第1項操出金では、令和2年度決算における一般会計からの繰入金の精算による返還分の科目設定といたしまして1,000円の計上。

第3款予備費第1項予備費では、同様に科目設定のため、また、予算調整ということで1,000円の計上させていただきました。事業管理費は当初予算での計上はございませんので、廃款廃項廃目の整理をいたしました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第29号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 議案第29号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の令和3年度の国民健康保険事業納付金につきましては、2億332万円となりました。昨年度より1,649万円の減額、率にして7.5%のマイナスとなったところでございます。

それでは、令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明をいたします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ7億8,820万3,000円と定めました。なお、前年度当初と比較いたしますと2,062万4,000円の減額、率にしまして2.55%の減となりました。

国民健康保険事業財政調整基金でございますけれども、今年度末の基金保有残高見込みにつきましては、1億5,140万円となっております。

それでは、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

予算書165ページを御覧いただきたいと思います。

第1款国民健康保険税では、一般被保険者分、退職被保険者分を合わせまして1億3,721万9,000円といたしました。令和2年の所得がまだ確定していないため、令和元年の所得を参考に算定しております。

前年比で1,290万円の減額となりました。

166ページに進みたいと思います。

第4款第1項県補助金では、保険給付費等交付金が5億5,474万円を計上しております。前年比で489万円の減額といたしました。

167ページに移ります。

第6款繰入金では第1目一般会計繰入金では、一般会計等から繰入金は5,120万5,000円とし、前年比で783万2,000円の減額といたしました。第2項基金繰入金では国保財政調整基金から4,000万円を繰入れし、前年比で500万円の増額といたしました。

第7款繰越金では500万円を計上し、前年と同額といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

170ページを御覧いただきたいと思います。

第1款総務費第1項総務管理費では2,040万8,000円とし、前年比で25万4,000円の減額といたしました。

171ページに進みます。

第3項運営協議会費、こちらは昨年運営協議会の委員さんたちの委嘱式があったということで、例年に比べ出席回数が1日多かったということで、令和3年度につきましてはその分がないということで、7万8,000円の減額とさせていただいたところでございます。

172ページに進みたいと思います。

第2款保険給付費第1項療養諸費では1目一般被保険者療養給付費から173ページ5目の審査支払手数料までを合わせまして、4億6,867万円といたしまして、前年比で467万円の減額となりました。第2項高額療養費では1目一般被保険者高額療養費から4目の退職被保険者等高額介護合算療養費までを合わせまして7,232万6,000円とし、前年比で109万円の増額といたしました。第1項療養諸費、第2項高額療養費につきましては、いずれも近年の医療費の実績に基づき予算措置をさせていただいたところでございます。

174ページに進みます。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、第1項医療給付費から175ページの第2項後期高齢者支援金等分、第3項介護納付金分合わせまして2億332万円を計上いたしました。

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費では829万8,000円とし、前年比で89万2,000円の減額といたしました。

176ページを御覧いただきたいと思います。

第2項保健事業費では177万5,000円といたしまして、前年比で11万円の減額といたしました。

178ページを御覧いただきたいと思います。

第8款予備費では373万2,000円を計上し、歳入歳出の予算調整を図ったところでございます。

以上、当初予算の提案理由の御説明に代えさせていただきたいと思います。詳細につきましては、款項追っての質疑の際に御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第30号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（井上勝美君） 議案第30号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ

7,671万5,000円と定めました。なお、前年度当初予算と比較いたしますと201万4,000円の増額、率にしまして2.69%の増となりました。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

予算書の189ページを御覧いただきたいと思います。

第1款後期高齢者医療保険料では5,138万7,000円とし、前年比で276万9,000円の増額といったしました。

第3款繰入金では、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金合わせまして2,273万2,000円とし、前年比で60万8,000円の減額となりました。

190ページに移りたいと思います。

第5款諸収入第4項受託事業収入では、特定健康診査等受託料で207万5,000円といったしました。

また、第5項の雑入では、昨年度、令和2年度ですね、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止しました後期高齢者の被保険者を対象といたします健康教室を令和3年度も計画しておりますので、その費用として県後期高齢者医療広域連合からの補助金41万2,000円を見込んでおるところでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

191ページを御覧いただきたいと思います。

第1款総務費第1項総務管理費では、人件費、事務費等を合わせまして616万1,000円とし、前年比で30万4,000円の増額といったしました。

192ページに進みます。

第3項健康診査等事業費では、特定健康診査等委託料として歳入と同額の207万5,000円を計上しております。

第4項保健事業費では、健康教室に係る費用としまして44万2,000円を計上しております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金では6,691万3,000円とし、前年比で211万2,000円の増額といったしました。

193ページに進みまして、第4款予備費では前年度とほぼ同額の8万5,000円を計上し、歳入歳出の予算調整を図ったところでございます。

以上、提案理由の御説明に代えさせていただきます。詳細につきましては、款項追つての質疑の際に御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第31号令和3年度色麻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第31号令和3年度色麻町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度介護保険特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ7億8,337万1,000円といったとしたところでございます。前年度当初予算と比較いたしますと

804万4,000円、1.08%の増となりました。

予算の概要につきまして、歳入から御説明申し上げます。

204ページを御覧いただきたいと思います。

第1款介護保険料は、現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料、合計で1億5,174万6,000円となり、前年度と比較いたしますと264万7,000円の増となりました。

第3款国庫支出金は、第1項国庫負担金の介護給付費負担金と、205ページ、第2項国庫補助金の1目調整交付金、2目、3目の地域支援事業交付金及び4目保険者機能強化推進交付金の合計で1億7,622万4,000円となり、397万6,000円の増でございます。

206ページをお開きいただきたいと思います。

第4款支払基金交付金は、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金で、合計で1億9,673万6,000円となり、266万5,000円の増でございます。

第5款県支出金は、第1項県負担金から第3項県補助金までの合計で1億1,195万5,000円となり、221万5,000円の増でございます。

207ページをお開き願います。

第7款繰入金は、介護給付費等に係る一般会計からの繰入金及び介護給付費準備基金繰入金、合計で1億4,629万7,000円で、310万円の減となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

210ページを御覧いただきたいと思います。

第1款総務費は、第1項総務管理費から212ページの第5項趣旨普及費までの合計で、2,111万8,000円となり、前年度と比較いたしますと542万5,000円の減となりました。

212ページをお開き願います。

第2款保険給付費は、第1項介護サービス等諸費から213ページ第5項特定入所者介護サービス等費など合計7億1,495万9,000円となり、前年度と比較いたしますと977万4,000円の増額を見込んでおります。

214ページ、第5款地域支援事業費は、第1項一般介護予防事業費から216ページ第3項介護予防・生活支援サービス事業費の合計で4,641万8,000円となり、477万6,000円の増額となりました。

218ページの第7款予備費は47万円で、72万2,000円の減となりました。

算定に当たりましては、介護給付費の見込みをもとに推計いたしたところでございます。以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第32号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第32号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度介護サービス事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ200万7,000円といたしましたところでございます。前年度と比較いたしますと14万1,000円、7.56%の増となってございます。

歳入から御説明申し上げます。

229ページを御覧いただきたいと思います。

第1款サービス収入は、ケアプランの作成に係る収入を151万1,000円と見込み、前年度と比較いたしますと18万6,000円の増となりました。

第2款繰入金は、一般会計からの繰入金として49万4,000円で、4万5,000円の減となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

230ページを御覧いただきたいと思います。

第1款サービス事業費は197万7,000円で、14万1,000円の増となりました。

第3款予備費は、昨年度と同額の2万9,000円を計上いたしたところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第33号令和3年度色麻町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第33号令和3年度色麻町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和3年度色麻町下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,239万4,000円と定めました。前年度対比では1,127万円で、3.02%の減となりました。

減額の主な理由といたしまして、特定環境保全公共下水道事業費管理費などで433万2,000円の増額、同じく事業費でストックマネジメント全体計画策定委託料1,650万円の減額となったことによるものでございます。

それでは、主な事業の概要について申し上げます。

予算に関する説明書243ページの第1款総務費第1項総務管理費では、委託料といたしまして下水道事業法適化に係る固定資産調査評価及び移行支援委託料などで1,530万3,000円。

第2款農業集落排水事業費の管理費では、委託料として浄化センター等運転管理委託料、汚泥処理委託料などで1,132万5,000円。

246ページ、第3款特定環境保全公共下水道事業費の管理では、委託料といたしまして浄化センター等運転管理委託料、移動式脱水施設運転業務委託料などで3,038万円でございます。事業費では、委託料といたしまして、ストックマネジメント実施計画作成委託料など1,812万6,000円、新築等により新たな公共ますなどが必要になった場合の公共下水道施設設置工事費192万5,000円といたしました。

247ページ、第4款個別排水事業の管理費では、委託料といたしまして浄化槽管理委

託料などで1,393万2,000円、事業費では個別排水処理施設設置工事費1,000万円で、10基程度を予定しております。

次に、議案書166ページ、第2表債務負担行為でございますが、令和3年度水洗便所等改造資金利子補給及び水洗便所等改造資金損失補償についての債務負担行為でございます。

また、第3表の地方債につきましては、下水道事業債の借入れ限度額を1,930万円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度の下水道事業特別会計予算の提案理由とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第34号令和3年度色麻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第34号令和3年度色麻町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算第2条、業務の予定量といたしましては、給水戸数2,157戸、年間総給水量62万5,071立方メートル、1日平均給水量1,712立方メートルといたしました。

予算第3条、収益的収入及び支出の総額につきましては、予定額を1億9,314万円と定め、前年度対比で277万9,000円で1.42%の減となりました。

次に、予算第4条、資本的収入及び支出でございますが、初めに支出について申し上げます。

資本的支出を2億2,047万7,000円と定めました。

予算に関する説明書274ページをお開きください。

主なものといたしまして、建設改良費で、色麻町アセットマネジメント業務、色麻地区導水管布設実施設計、色麻町水道事業変更認可申請委託、色麻地区においての八原浄水場の4号用掘削工事、導水管布設工事、色麻地区において配水管の更新工事などで1億9,634万2,000円でございます。また、企業債償還で2,167万1,000円、合わせて2億2,047万7,000円といたしました。

272ページをお開きください。

資本的収入につきましては、国庫補助金5,862万2,000円、企業債9,790万円など、合わせまして1億5,652万3,000円でございます。

戻りまして、議案書167ページをお開きください。

第4条では、資本的支出額に対し不足する額6,395万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,391万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2,099万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1,405万2,000円、建設改良積立金1,500万円で補填することといたしました。

168ページ、予算第5条の企業債の限度額につきましては、9,790万円と定めました。

予算第6条の一時借入金の限度額につきましては、5,000万円と定めました。

また、予算第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用の相互間限度額を500万円と定めました。

予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費1,591万4,000円といたしました。

また、予算第9条の棚卸資産購入限度額につきましては、1,001万4,000円と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度の色麻町水道事業会計予算の提案理由といたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、令和3年度一般会計ほか各会計予算の提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時18分再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

これより各会計ごとに総括質疑を行います。

発言者、答弁者、双方とも議題外にならず、かつ範囲を超えないで簡潔明瞭に質疑答弁されるようお願いいたします。

それでは、各会計ごとに総括質疑を行います。

最初に、議案第26号令和3年度色麻町一般会計予算から総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） それでは、総括質問させていただきます。

歳入において町税、令和3年度合計が6億3,297万6,000円と、またそれが令和2年度は6億6,130万9,000円ということで、先ほども説明がありましたが2,833万3,000円の減となっておりますが、その令和3年度予算を計上した積算について、まず1点目お聞きます。

次に、地方交付税でございますが、地方財政計画においてということで施政方針でありましたが、国においては17兆4,385億円で前年比5.1%の増、その中で町の予算ですが、今回の予算ですが、普通交付税で17億7,000万円となっておりまして、前年度16億8,000万円と比較して5.35%の増となっておりますが、今回の予算の計上についてお聞きいたします。

3点目でございますが、地方交付税にも関連しますが、臨時財政対策債でございまして、国において74.5%の増という中で、我が町においては前年が9,000万円で今年度が

1億7,000万円ということで、8,000万円の増となっているわけでございますが、その予算計上の算出についてお聞きします。

4点目でございますが、歳出でございます。施政方針で国の3年度予算の作成については、国の経済財政の現状、そして地方財政の動向及び本町の財政状況を踏まえつつ、産業振興、子育て支援、定住化促進、地域福祉の充実などを満たすために、限りある財源の効果的な配分に努め、予算編成を行いましたとあります。そこで、産業振興、子育て支援、定住化促進、地域福祉の充実について、特に重点を置いたと考えている予算について、これについては町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徵収対策室長（遠藤 洋君） それでは、町税についてお答えいたします。

町税につきましては、令和2年度当初予算で6億6,130万9,000円、令和3年度当初予算では6億3,297万6,000円となり、議員おっしゃるとおり2,833万3,000円の減となっていいるところでございます。主に減となっている税目でございますが、個人町民税で1,201万1,000円の減、法人町民税で1,010万3,000円の減、固定資産税で478万7,000円の減、入湯税で228万1,000円の減となっているところでございます。

固定資産税につきましては、令和3年度が評価替えの年度になっておりますので、その関係上3年に一度の固定資産の評価額の見直しということになったために、減となっているところでございます。

ほかの個人町民税、法人町民税、入湯税につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しての減として予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 2つ目の地方交付税でございますが、質疑の中でもおっしゃっておられましたように、地方財政計画上はプラス5.1というところで、積算に当たっては今年度の実績に5.1%を掛けた数字を基準とはしておりますが、そのまま上げてしまますと大変なことになりますので、あくまで予測という段階で載せています。

今回の予算につきましては、毎年ずっとそうなんですけれども、ある程度の歳出の留保をさせていただいております。例えば加美組合の負担金なんかは、まずは9月分まで上げさせていただいて、それから除雪経費とか、あと、エゴマの補助金とか確定後に上げるというところで、歳出側として留保している分が今年度につきましては3億3,000万円くらいございます。予算編成の段階で最終的な決算見込みとしては、45億2,000万円くらいの予算になるという見込みのもとに当初では41億6,900万円ほどという予算を上げてますが、それらの財源を留保するという部分で、交付税のほうは多少余裕を持たせて当初予算に計上しておりますが、とはいいうものの、過去のこれまでの普通交付税の決算額を見ますと、最低でも18億円を超えてるというところで、17億7,000円という予算設定をしても、予算を割れることはないだろうという推測のもとに、今回はプラス

9,000万円ということで予算化をさせていただいたところでございます。

それから、3番目の臨時財政対策債でございますが、これにつきましては、こちらはこれも地方財政計画で74.5%の増というところになっております。今年度の決算見込みが1億28万3,000円ということで、それに174.5を掛けますと1億7,500万円弱という金額になるんですが、端数のほうは削除させていただきまして、1億7,000万円を計上させていただいたというところになります。

4番目の歳出については、町長のほうから御答弁を。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき質問のほうから述べられたことについては、全部重要でございますけれども、特に重点施策はというお聞きなようでしたけれども、私としては意識しているのは、産業振興ではないだろうかなというふうに意識をしております。それぞれその産業振興ということの中に、これからさらに予算化しなければならないものもありますけれども、意識としてはそういうふうな意識を持っております。

○議長（中山 哲君） 町長、算式はということでやったやつでなかつたですか。白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） じゃあ、町税については評価替え、また、コロナの関係でという状況の中で減額、多少減額になったというお話ですね。

あと、地方交付税については予算割れはしない中での計上したということですね。

臨時財政対策債、今年度多少多くなっている中で、先ほど実績に対して74.5%をプラスしたことありますが、原則的な話で申し訳ないんですが、この臨時財政対策債は交付税措置という後年度措置ですか、がされるというものなんですが、実際は返済するのは自治体と、そしてまた地方財政計画にあっては、これをある程度抑制しながら、地方の健全財政策を考えることを重視して、町への影響を少なくするのが基本的な考え方だというのがありますので、その辺町長にそのような考えについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど支出について、4点上げた施策の中で、私は4点におのの予算がつくと思うんですけどね、特に産業振興という話はいただきましたが、その4点について町長として産業振興はどういうことを上げたとか、子育て支援はどういうことをとおののに何かあると思うんですよね。それをちょっと聞いたんで、もう一度お願ひしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 産業振興関係ということで、今回の予算の中に組み入れなかつたものでこれからも意識しなくちゃならないということもあるんですけども、まず有害鳥獣の対策であったり、あるいはもちろん企業誘致関係ももちろん、それから汚染牧草の処理、そういうことも全部含めて産業振興のほうに結びつくんだろうという考えです。

それから、子育て支援関係については、これまでもやってきたとおりでございまして、2歳児、3歳児の子供たちの御祝い金であったり、特に今までと今のところそれにプラ

スするものということでは、今のところはございません。

それから、子育て、それから産業振興、それから何でしたっけ。（「定住」の声あり）定住、定住関係については、今年はどの程度やれるか分かりませんけれども、やっぱり分譲地を整備したいという考えを持っております。これは、長期総合計画のときにも多分出てくると思いますけれども、これを今年度はどこまでやれるかは別として、そういう考え方を持っております。でよかったですでしょうか。（「福祉」の声あり）

福祉、福祉関係についても、今年新しいものとして掲げたものはなかったと思います。

○議長（中山 哲君） 臨時財政対策債の考え方と。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） その臨時財政対策債の考え方ということなんですが、そもそもその国と地方の折半というルールのもとに地方債を打つということになつてますので、この辺は割り当てられた地方債を肅々と打っていくんだろうということになります。ただ、趣旨、白井議員が言う趣旨については重々我々も了解してますけど、とは言うものの、貴重な一般財源という考え方でございますので、その辺を限度額として設定されますので、必ずしも地方債を起こさなくともそれはそれでいいんですけど、そうなつてきますと後年度になくともいいんだねというようなこともありますので、恐らくこの辺設定された臨時財政対策債を打っていない自治体はないんじゃないかなというふうには思うんですが、一般的な建設債ですと10万円単位とかですけれども、この臨時財政対策債だったり、減収補填債となると1,000円単位で指定された金額を起こすというのが一般的になっています。いずれ言ったとおり、町が返していくかなくちゃないんだということにはなりますので、可能な限り打たなければ打たないで済めば一番いいんですけども、とはいうものの、長期的な財政ということを考えると、やはりその辺は地方債として打っておかないと、なかなか財調から繰り入れたりということにもなりかねませんので、その辺は国とのルールが続く限りは、町としてはそのような方向で地方債を起こしていかなくちゃないんだろうなというところでは考えているところでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。

支出において、まだ事務組合の負担金やら、当然いつもなんですが、除雪費などは9月にやっているということあります。そんな中で今後そういうのは予算化されるということですが、さっき町長が特に産業振興という中で、町の主要産業である農業について、これも施政方針で強く述べられてますが、水田ですね、生産調整の増加による高収益作物の組み合わせとかを進めるということも推進するということも述べておりますし、畜産についても経営の安定に向けて支援すると。また、大雪による農業施設被害対策での経営再建の支援ということも述べられておりますので、これらについても予算的なものがどのようになっているかちょっと確認するようなところも余りないんですけども、今後このように施政方針にあるんで、その辺の考え方、もう一度町長にお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 農業に経営を主体として置いている皆さんには、水田農業、水田、それに何を組み合わせるかということになっていくんですけども、経営を考えていくときですね、それはそれぞれの経営している人の考えが大事なんですが、ただ、町として今やっぱり求められているのは、それぞれの地区の中で、その地区的水田あるいは農地を請け負う人たちがいないということが大分、年々多くなってきたなと思っておりましたので、そういうことから言いますと、地区の中の法人組織を進めていくと、これまで進めてきたわけですけれども、進めていくということで、やっぱりそのことが個人個人の経営にも、今の状況から行きますとプラスになるんだろうというふうに思いますし、それからやっぱりこれからは、どちらかというと施設園芸、畜産関係もそれはそれで大事な分野でありますけれども、施設園芸を伸ばさなくちゃならないんだろうなというふうに思いますので、その場合の施設園芸をやる場合の作目といいますでしょうか、その判断、それから市場の調査ということでしょうか、そういうことなども町としての情報を発信しなくちゃならないのかなと思います。いずれ本町の場合は、農業に携わる人たちが多いものですので、そのことについてはしっかりと進めなくちゃならないという思いであります。

○議長（中山 哲君） ほかに総括質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、40億に上る令和3年度の当初予算について、総括質疑をさせていただきます。

執行部の方針、考え方方が当然予算に表れます。今回の予算は、私たちから見ても非常に特徴的な予算のように思っております。そこで、これから詳細にわたって審議に入りますが、その前に今回示された予算の総枠の中で、方向性についてお伺いさせていただきます。

この歳出予算を見ていくと、民生費、衛生費は昨年度と比べて減るというのは、これ理解できます。この方向は理解できます。そこで、特徴的なのは総務費が約20%今年度増えて、昨年度と比較すると増えています。大きな伸びを示していますが、これは執行部のしっかりと構想なり考え方があって、これが予算に表れているものだと思われます。その辺について、先ほど総務課長のほうから審議に当たっての説明がありましたが、我々が詳細にわたる審議に入る前にどういった方向性を持たせたのか、もう一度お願ひいたします。

また、もう一つ、農林水産業費、今町長が産業の振興ということをおっしゃられました。この農林水産業費も昨年度と比較すると10%、10%というと結構大きな伸びだと思います。これも今年度予算を組むに当たっての考え方方が予算に反映されたものだと理解しておりますので、このような予算を組んだことについての理由というか、その方向性を確認しておきたいと思います。

それから、消防費も26.7%、昨年度と比較すると伸びていると。これも単純に数字を見ると非常に大きな伸びのように思いますが、単に比較するとね、数字だけを。その消防費26%今年度伸びているという、この理由などについてもこの際示していただけると、

その後の審議が非常に全体が見やすくなつてまいりますので、よろしく御回答のほうをお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 3点ほど今総括で御質疑がございました。まずその目的別に大きく増えたところですね、まず方向性というよりも個別にどういうことで増えたのかという説明をまず先にさせていただきたいと思うんですけれども、まず総務費9,700万円ほど伸びております。一番大きいのは南大村集会所、これ5,200万円ほどございます。その辺が大きく伸びているところでございます。それから、令和3年度、選挙が知事と衆議院と2つございます。これで1,300万円ぐらい増えております。こまいところ言いますと、いろいろあるんですけれども、まず大きく伸びた部分がそこだということ。

それから、農林水産業費につきましては、青野岳山線の工事、これで2,500万円が伸びています。それから、町有林の皆伐事業で1,300万円ほどこれが伸びております。それと、消防費ですね、消防費は先日契約の議決を賜りました防災行政無線のデジタル化工事で3,900万円ほど伸びていますので、ほぼそこだということになります。個別の案件としては、そのほかに職員人件費として全体で、ここだけじゃなくて一般会計全体で、すみません、全体で6,900、7,000万円弱ほど、人件費で伸びております。

先ほど申し上げた選挙とかもあるんですが、一つは昨年度と比較したときに人件費については、12月1日現在の配置、人事配置で当初予算を置いていますので、それに基づくと去年の12月と今年の12月、すみません、2年度に予算を置いたときの12月と、今年度3年度に置いたときの12月で、まず一般職員で7名ほど伸びています、今年度。それから、会計年度職員で4名伸びています。その伸びにつきましては、どうしても定年、再任用が伸びたり、そういう部分で人がちょっと多くなっていると。ただ、定数上は全く問題はないんですけども、そういう関係で人件費が増えていると。

それから、会計年度任用職員につきましては、定数的に4人、一つは障がい者雇用ということで、現在2人なんですが、新年度から3人にしなくちゃないということで、1名雇用しなくてはならないということで、その分で1名増えています。それから、1名ですね、まずね。それから、町長の施政方針でも申し上げましたが、教育総務課のほうに教育主事を置くということで1名、それから産休の代替えとしまして、保育士さんだったり、栄養士さん、ということで2人ほどで合計で4名、会計年度任用職員が伸びているというような状況。

それから、会計年度任用職員の期末手当が2年度は100分の30だったんですが、3年度については100分の約100ということに上がると、4年度まで段階的に上げるということになってますので、来年も人数一緒であれば伸びるということになります。そういうことで、トータルで6,970万円ほど人件費で伸びてます。ということで、大きな部分では今のようなことになります。

方向性ということになりますけれども、今年度総合計画を策定いたしました、これから議決をいただくわけなんですけれども、10年間の将来の夢といいますか、そういうの

を掲げて、あとは実施計画で予算の範囲でそれらを実現するための個別の事務事業をやっていくということになりますが、そういうことを肅々とやっていくというところの積み上げが、このような結果になったということになります。

そういうことで、41億6,000万円ほどの当初予算ということで、編成をさせていただいたということになります。今年度は直接質疑はなかったんですけども、財政調整基金からの繰入れを2億8,400万円というふうに見込んでおりますが、先ほど白井議員の総括のときにも3億3,000万円ほど留保していますよという話をしておりましたが、予算をつくる段階での決算見込み的には1億5,000万円くらいになるんではないかという見込みで、財調繰入ですね、財調繰入の決算見込みには1億5,000万円くらいになるんではないかという見込みで、財調繰入ですね、財調繰入の決算見込が1億5,000万円程度になるんではないかという見込みのもとに今回の予算を編成しております。

以上で、まずは。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「大体大変よくわかりました」の声あり）ほかに総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第27号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算について、総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第28号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第29号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第30号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算

について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第31号令和3年度色麻町介護保険特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第32号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第33号令和3年度色麻町下水道事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第34号令和3年度色麻町水道事業会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、各会計ごとの総括質疑は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案第26号から議案第34号までの令和3年度各種会計予算の審査は、議長を除く全員で構成する予算審査全員特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する予算審査全員特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決しました。

続いて、お諮りいたします。本会議は付託しました審査が終了するまで休会とするこ

とにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本会議は付託した審査が終了するまで休会とすることに決しました。

続いてお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。本日はこれにて延会いたします。

午前11時51分 延会

---